

第 7 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成21年3月23日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成21年3月23日（月曜日）

午前10時10分開議

午前10時14分閉会

本日の会議に付した事件

議案第110号 熊本県知事等の給料の減額に関する条例の制定について

出席委員（8人）

委員長 井手 順 雄  
副委員長 守田 憲 史  
委員 竹口 博 己  
委員 渡辺 利 男  
委員 小杉 直  
委員 馬場 成 志  
委員 西 聖 一  
委員 高野 洋 介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長 角田 岩 男  
次長 木村 利 昭  
次長 川口 弘 幸  
首席総務審議員  
兼人事課長 田崎 龍 一  
財政課長 田嶋 徹

事務局職員出席者

議事課長 東 泰 治  
議事課課長補佐 坂 本 道 信  
政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

午前10時10分開議

○井手順雄委員長 ただいまから、第7回総務常任委員会を開催いたします。

本委員会に本日付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、議案についての執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

それでは、人事課長から説明をお願いします。

田崎人事課長。

○田崎人事課長 人事課でございます。お手元の資料、総務常任委員会説明資料追号2をごらんいただきたいと思っております。めくっていただきまして1ページをお願いいたします。

第110号議案熊本県知事等の給料の減額に関する条例についてでございます。

2ページの条例の概要で御説明をさせていただきます。

まず、制定の趣旨でございますが、今般の不適正経理問題に関しまして、知事等の責任を明らかにするため、給料の減額を行うものでございます。なお、この条例による減額はさきに提案しております財政再建戦略に伴う削減とは趣旨が異なるため、別条例として制定するものでございます。

2の内容についてでございます。

知事につきましては、給料の20%減額を1年間行うことといたしております。また、副知事及び教育長につきましては、給料の10%減額を4月分に係る1カ月行うことといたしております。

この条例による減額分とさきに提案しております財政再建戦略に基づく特例条例による削減分を整理したものが一番下の表、参考の表でございます。これを合わせますと、知事の給料は4月から1年間は50%カットとなります。副知事及び教育長は、4月分の給料が25%カットということになります。

施行日についてでございますが、平成21年4月1日からとっております。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○渡辺利男委員 職員等の処分等については懲戒免職から停職、減給、戒告、訓告とかずっといろいろ段階がありますが、減給12カ月とは相当重い方じゃないですか。どうなんでしょう、今までの例からして。

○田崎人事課長 いわゆる、今おしゃったようにいろんな懲戒処分ございますけれども、減給につきましても通常の一般職に対する減給で一番重いのが減給10分の1、6カ月というのが条例で定まっているものでございまして、そういう意味から言えば、かなり重いものになろうかと思えます。

○渡辺利男委員 それだけ知事が今回の事件について重く受けとめておられるという意味表示だと思いますので、それはそれで受けとめたいと思います。

問題は、職員の意識改革である。知事がこれだけの大変な重大な事件だという認識をされておられるのに、職員は今までとおりの感覚で仕事をしてもらっては困るわけで、今までも潮谷知事の時には、いや職員を信じていますからということやってこられて、結局その間も職員は続けとったわけで、去年も会計検査院の検査で明らかにならぬならば続けとったかもしれない。そういう意識が一番問題だと思うんですよね。知事の思いが職員全部に伝わるようにぜひ努力していただきたいということで、私は了解したいと思えます。

○井手順雄委員長 ほかにございますか。

○馬場成志委員 私から意見ということではなく、今渡辺先生の方からお話がありましたことをしっかりと受けとめていただくということの上で、今回、知事の自分自身へのけじめという部分ではいろいろと御意見があると思いますが、評価をしたいというふうに思います。

○井手順雄委員長 ほかにございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 なければ、これで、議案に対する質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第110号について、採決したいと思います。

議案第110号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前10時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長